

第23回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会	資料 1
令和5年6月26日	

「充足見込み」とした要件を満たせなかった がん診療連携拠点病院等への対応方針 等

- **経緯、対応方針(案)、対応スケジュール(案)**
- 個別医療機関の審議

経緯

- 令和5年1月19日「第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」（以下「前回の検討会」という。）において、令和4年度の拠点病院等の指定に関しては、令和4年9月1日時点の指定要件の充足状況等を勘案し、定められた期限までに「充足する見込みが立っている」ことでも可とした。

推薦の区分（新規指定・指定類型変更・指定更新）に応じて、各医療機関に求める要件の充足状況を、原則として次のように整理してはどうか。

1. 新規指定の推薦を受けた医療機関
 - 従前の必須要件に関しては、推薦時点で充足していることが求められる
 - 新規の必須要件に関しては、今回の検討会時点で、充足しているもしくは令和5年9月1日（来年度の現況報告書の基準日）までに充足する見込みが立っていることが求められる
2. 指定類型変更又は指定更新の推薦を受けた医療機関
 - 従前の必須要件に関しては、今回の検討会時点で、充足しているもしくは令和5年3月31日までに充足する見込みが立っていることが求められる
 - 新規の必須要件に関しては、今回の検討会時点で、充足しているもしくは令和5年9月1日までに充足する見込みが立っていることが求められる

※必須要件のうち、令和4年8月整備指針で新たに追加されたものを「新規の必須要件」、それ以外を「従前の必須要件」とする。

令和5年1月19日「第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」資料1より抜粋

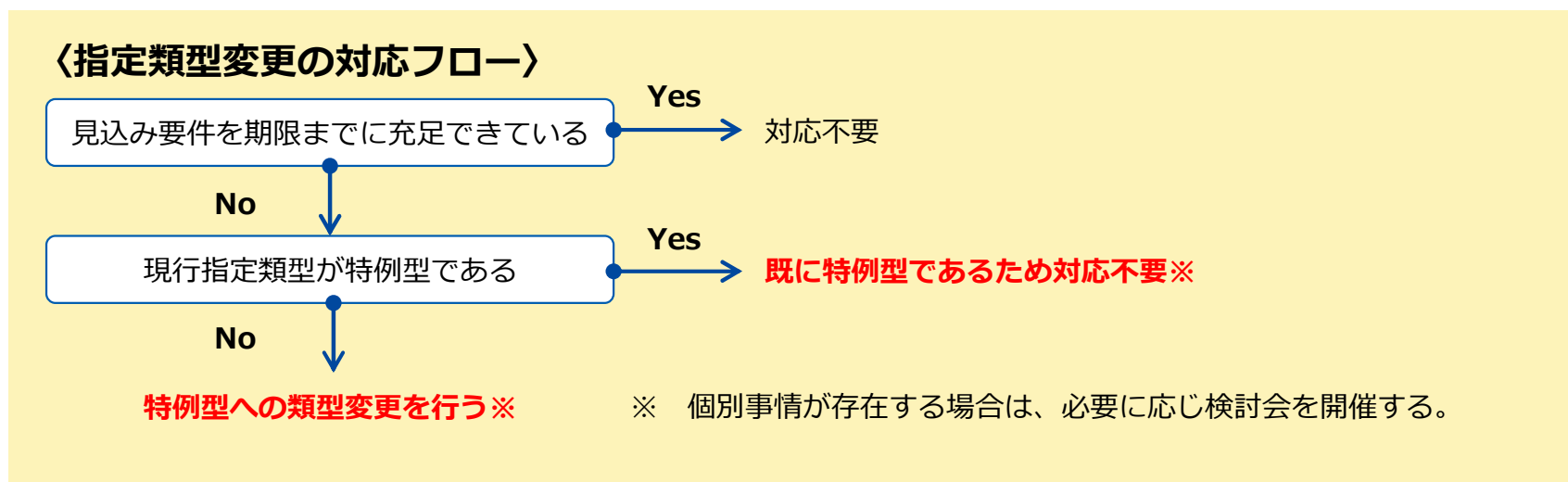
- また、前回の検討会において、見込みの状況についてはしっかりとフォローした上で、必要に応じ本検討会を開催すること、との意見があった。

「充足見込み」とした要件を満たせなかった施設への対応方針（案）

- 「充足する見込みが立っている」と報告を受けていた指定要件を、定められた期限までに充足できていないことが判明した場合の対応について、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」における指定類型の見直しの定め（*次スライド参照）も踏まえ、原則として次のとおり整理してはどうか。

1. 指定類型について

- ・ 現行指定類型が特例型ではない場合
→ 原則、特例型への類型変更を行う。
- ・ 現行指定類型が特例型の場合
→ 既に特例型であるため、原則対応不要。



令和5年4月1日に初めて拠点病院等の指定を受けた施設の場合は、特例型への類型変更は行わず、指定の取消を行う。
(理論上はあり得るが、該当施設は要件充足済であるため、実際には発生しないケース。)

「充足見込み」とした要件を満たせなかった施設への対応方針（案）

2. 新類型での指定期間起算日について

- ・従前の必須要件について令和5年3月31日までに充足できなかった場合
→原則、令和5年4月1日を指定期間起算日とする
- ・新規の必須要件について令和5年9月1日までに充足できなかった場合
→原則、令和5年9月2日を指定期間起算日とする

3. 変更前の類型で指定されていた期間について

変更前の類型で指定されていた期間については遡及して取り消し、2. の指定期間起算日から、変更後の類型で指定を受けていたものとする。なお、類型の変更により「A232 がん拠点病院加算（入院初日）－1 がん診療連携拠点病院加算－イ がん診療連携拠点病院（500点）」が加算できなくなるなど、診療報酬の返還を要する場合がある。

（*）「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日付け健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）抜粋

Ⅶ 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

3 指定の有効期間内における手続きについて

（4）指定の有効期間内において、拠点病院等が、指定要件を満たしていないこと等が確認された場合、厚生労働大臣は、指定の検討会の意見を踏まえ、当該拠点病院等に対し、以下の対応を行うことができる。その際、当該拠点病院等は、都道府県を通じて意見書を提出することができる。

① 指定類型の見直し

指定要件を満たしていないことが確認された場合、1年の期間を定めて拠点病院等（特例型）の指定を行うことができる。その期間起算日は、指定の検討会において決定する。

（5）拠点病院等（特例型）の指定を受けた拠点病院等が、1年以内に全ての指定要件を充足することができなかった場合、厚生労働大臣は、指定の検討会の意見を踏まえ、当該拠点病院等（特例型）に対し、指定の更新を行わないことができる。その際、当該拠点病院等（特例型）は、都道府県を通じて意見書を提出することができる。

（7）拠点病院等（特例型）の指定の類型の定めは、1年以内に指定要件の充足条件が改善された場合に、指定の検討会の意見を踏まえ、見直すことができるものとする。

(参考) 特例型について

〈がん診療連携拠点病院等の全体像 (令和5年4月1日現在)〉

◆都道府県がん診療連携協議会 (都道府県協議会)

都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行う。

都道府県がん診療連携拠点病院(51か所)

- ・都道府県における中心
- ・都道府県下の拠点病院等のとりまとめ(研修実施、情報提供等)

都道府県がん診療連携拠点病院(特例型)(2か所)
指定要件を満たさない場合

地域がん診療連携拠点病院(355か所)

- ・がん医療圏に原則1か所整備
- ・専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

地域がん診療連携拠点病院(特例型)(24か所)
指定要件を満たさない場合

特定領域がん診療連携拠点病院(1か所)

- ・特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療

特定領域がん診療連携拠点病院(特例型)(なし)
指定要件を満たさない場合

地域がん診療病院(47か所)

- ・がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に1か所整備
- ・グループ指定(隣接するがん診療連携拠点病院との連携)

地域がん診療病院(特例型)(6か所)
指定要件を満たさない場合

国・厚生労働省

◆都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 (国協議会)

国立がん研究センターと都道府県がん診療連携拠点病院が連携し、情報収集、共有、評価、広報を行う。

国立がん研究センター(2か所)

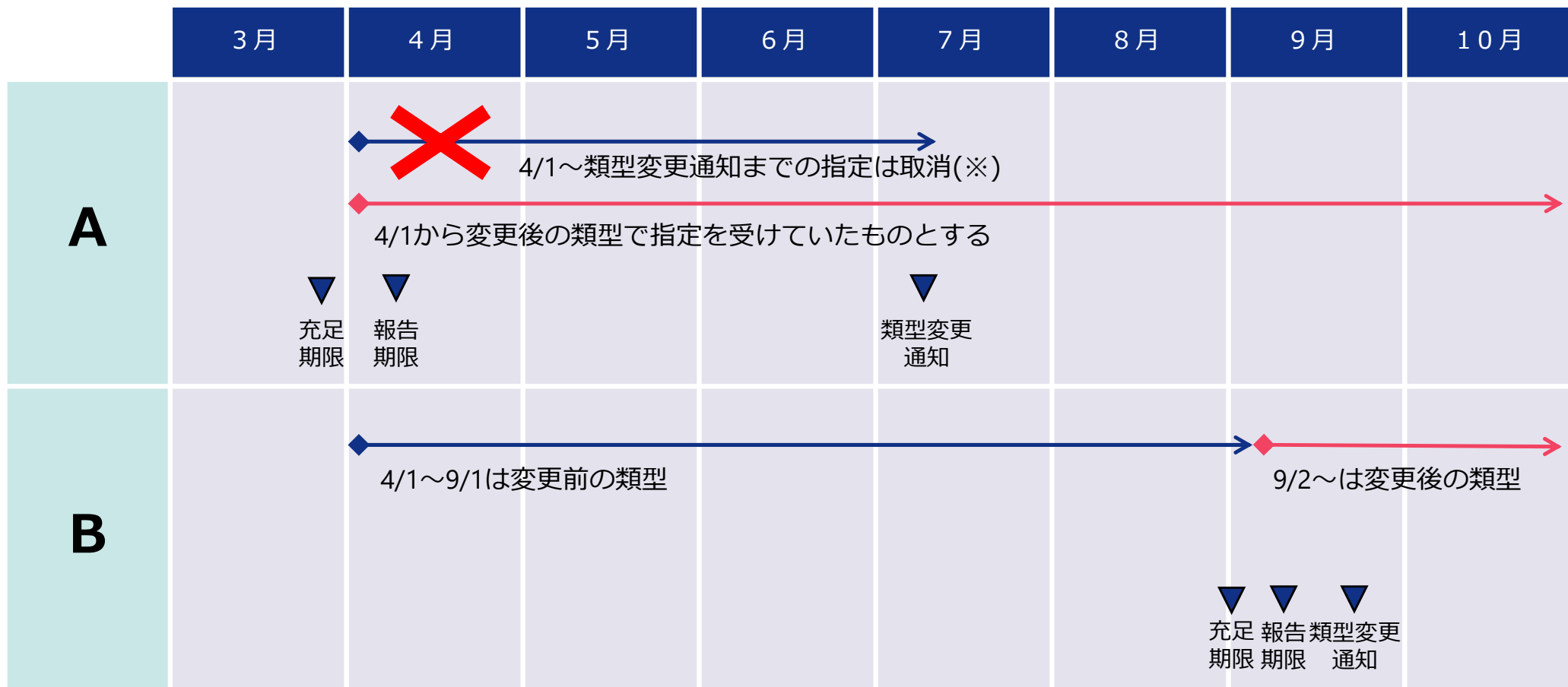
- ・がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- ・都道府県下のがん診療連携拠点病院等に対し、診療支援、情報提供、人材育成等の役割を担う
- ・我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言

原則、指針で定める必須要件についてはすべて充足する必要があるが、充足できなかった場合に直ちにその指定を取り消すのではなく、検討会の意見を踏まえ、1年の期間を定めて特例型の指定を行うことができる。

対応スケジュール（案）

A：従前の必須要件について令和5年3月31日までに充足できなかった場合

B：新規の必須要件について令和5年9月1日までに充足できなかった場合



※類型の変更により「A232 がん拠点病院加算（入院初日）－1 がん診療連携拠点病院加算－イ がん診療連携拠点病院（500点）」が加算できなくなるなど、診療報酬の返還を要する場合がある。

- 経緯、対応方針(案)、対応スケジュール(案)
- **個別医療機関の審議**

個別医療機関の審議

四国がんセンター（都道府県がん診療連携拠点病院）

- 四国がんセンターは、従来の必須要件である「地域の病院や在宅療養支援診療所、ホスピス・緩和ケア病棟等の診療従事者と協働して、緩和ケアにおける連携協力に関するカンファレンスを月1回程度定期的に行っている。」について、3月末時点で充足見込みと報告していたが未充足であった。
- 5/10付けで「初回のカンファレンスを4/20に開催したほか、今後も概ね月一回定期開催（次回5/18、次々回6/1を予定）することとしており、充足の状態」との報告を受けている。
- また、「従来は県内の緩和ケア専門部会で年2回緩和ケアにおける質の向上のためのGW、医師会が行っている在宅緩和ケアの症例検討会に年3～4回参加しており、これらの取組を発展させ、本院の体制を整備することを検討していた。昨年度末にかけて今回の改正指針の趣旨に則り、当院が果たすべき役割につき再検討したところ、当初の方向性を変更し、更なる連携を強化・推進するため、地域の診療従事者を対象に、当院が中心となって主催するカンファレンスをより積極的に開催すべきという結論に至った。このため、地域の既存のカンファレンスとの役割分担の整理や各関係者との連絡調整、必要な準備などの体制構築等に時間を要し、4/20にカンファレンスを実施することとなった。」との報告を受けている。



- 当該医療機関の指定についてどのように考えるか。
- 現時点で指定要件を充足していたとしても、定められた期間内に充足することができなかった場合、指定類型の変更を行うこととしてはどうか。

- **（第22回検討会を踏まえた報告）
再発防止策等の対応状況について**

金沢大学附属病院について①

経緯

1. 前提

- 金沢大学附属病院は都道府県がん診療連携拠点病院に指定されている。
- 令和4年3月4日開催の「第20回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、構成員から、同一敷地内にある金沢先進医療センターにおいて、自由診療の免疫療法が実施されている実態について、金沢大学附属病院に対して勧告を行うよう要望があった。
- 当該検討会において、石川県及び金沢大学附属病院に事実関係の調査を行う必要がある旨、議論された。

2. 石川県および金沢大学附属病院の回答

- 第20回検討会終了後、がん・疾病対策課から石川県に実態調査を依頼し、令和4年4月25日に石川県から以下の回答を受けた。
 - ① 金沢先進医療センターで提供されていた保険適用外の免疫療法は臨床研究に該当する。
 - ② 金沢大学附属病院と金沢先進医学センターが免疫療法の提供において、連携している事実はない。
 - ③ 金沢先進医療センターは自主的に免疫療法の提供中止を決定し、令和4年3月31日を持って、初診受付を終了した。

3. 指定の検討会での報告

- 石川県の回答（上記の①～③）については、令和5年1月19日に開催された「第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、事務局から報告した。
- 第22回検討会での議論の結果、石川県及び金沢大学附属病院に対して、再発防止策の検討を求めることとなっていた。

金沢大学附属病院について②

令和5年5月26日付け金沢大学附属病院の回答（抜粋）

第22回検討会の議論を踏まえ、再発防止策に係る検討状況等について石川県及び金沢大学附属病院に問い合わせたところ、以下の回答が得られた。

■昨年度の回答の趣旨

（前略）「連携している事実」について、当院では、金沢先進医学センターが実施している保険外診療の免疫療法を、①「協定」を交わした上で、さらに②当院の主治医が積極的に推奨し治療を実施しているような関係があること、と捉えておりました。抗がん剤の効果が得られない、あるいは手術適応外と診断されたがん患者及びその家族の求めに応じて情報提供を行っていた事実はありませんでしたが、治療法の選択はがん患者及びその家族の自由意思によるものであり、当院の医師が積極的に免疫療法を推奨しているという事実はないことから、「連携している」には該当しないものと判断いたしました。

（中略）金沢先進医学センターが提供する免疫療法においては、そのような協定を交わした事実が無いことから、免疫療法の提供において、「連携している事実はない」と回答いたしました。

■「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（令和4年8月1日付）」および「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会議事録（令和5年1月19日開催）を踏まえた対応

当院においては、昨年調査を受けて、院内の掲示物や広報物を確認し、金沢先進医学センターに関するパンフレットは排除いたしました。また、金沢先進医学センターに対しては、別組織であることを強調して案内するよう依頼をし、金沢先進医学センターの広報物には、「金沢先進医学センターは、医療法人社団金沢先進医学センターにより運営されています。同一敷地内にある国立大学法人金沢大学附属病院とは別法人です。」との記載をしていただいております。

今般、改めて、当院から金沢先進医学センターへの聞き取りを行ったところ、免疫療法の初診受付は令和4年3月で終了していること、そして、治療中のがん患者に対して継続していた免疫療法も、令和4年12月末までで全て終了したとの説明を受けました。

今後も、当院が免疫療法においても連携しているとの誤解を招くことがないように努めてまいります。

金沢大学附属病院における本件に係る対応状況について

再発防止策等の対応状況

「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」を踏まえた対応について

- 昨年の調査を受けて、院内の掲示物や広報物を確認し、金沢先進医学センターに関するパンフレットは排除している。
- 金沢先進医学センターに対しては、別組織であることを強調した案内に変更している。
- 免疫療法の初診受付は令和4年3月で終了、治療中のがん患者に対して継続していた免疫療法も、令和4年12月末で全て終了した。
- 「今後も、当院が免疫療法においても連携しているとの誤解を招くことがないよう努めていく」としている。



金沢先進医学センターにおける免疫療法の終了と、金沢大学附属病院における再発防止策の実施について書面で確認した。

(参考) 対応に係る整備指針の記載

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

2 診療体制

(1) 診療機能

① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供

オ 保険適用外の免疫療法等について、治験、先進医療、臨床研究法(平成29年法律第16号)で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形では、実施・推奨しないこと。

VII 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について

3 指定の有効期間内における手続きについて

(4) 指定の有効期間内において、拠点病院等が、指定要件を満たしていないこと等が確認された場合、厚生労働大臣は、指定の検討会の意見を踏まえ、当該拠点病院等に対し、以下の対応を行うことができる。その際、当該拠点病院等は、都道府県を通じて意見書を提出することができる。

① 指定類型の見直し

指定要件を満たしていないことが確認された場合、1年の期間を定めて拠点病院等(特例型)の指定を行うことができる。その期間起算日は、指定の検討会において決定する。

② 勧告

指定要件を満たしておらず、かつ、当該医療機関に速やかに改善を求めることが妥当である場合、1年未満の期間を定めて勧告を行うことができる。その期間起算日は、指定の検討会において決定する。なお、指定の検討会の意見を踏まえ、①と②は、重ねて行うことができる。

- **次回以降の検討会の開催について**



次回以降の検討会の開催について

【今回の検討会を踏まえた対応について】

- 新規の必須要件について令和5年9月1日までに充足できなかった施設は、本日までご議論いただいた考え方（個別医療機関の審議における考え方を含む。）に基づいて指定類型の変更等を行うこととした上で、特別な事情について審議が必要な場合には、改めて検討会を開催することとしてはどうか。

【今後のスケジュールについて】

- 検討会については、指定を受けた医療機関から年1回提出いただく現況報告の内容を踏まえ、各医療機関の指定に係る検討（新規指定を含む。）を行っていただく必要があることから、原則として、各年度1回の開催とすることとしてはどうか。
- 次回の検討会については、上記の「特別な事情について審議が必要」とされなかった場合、令和5年度現況報告の内容を踏まえ、ご議論いただくこととし、基本的には昨年度と同様の時期（年明け頃）としてはどうか。

※ なお、指定類型の変更（特例型からの変更を含む。）や再指定等に係る検討を行う場合には、従前のとおり、本検討会において適切に審議を行えるよう、これらの推薦を行う都道府県においては、現行の類型とされた又は指定が受けられなかった経緯等を踏まえ、医療機関の実情を十分に確認した上で推薦していただくこととなる。